

# 「工事請負契約設計変更ガイドライン」の概要

平成25年7月  
東京都住宅供給公社

## 目的

このガイドラインは、設計変更等の対象事項及び必要な手続きを明確化することにより、必要な設計変更等を適切に行い、よって、当社の発注する工事の品質確保を図るため策定したものである。

## 設計変更の基本

### (1) 設計変更の基本的な考え方

やむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行う。

### (2) 設計変更の対象事項

- ① 条件変更等に伴う設計変更(約款第17条)
- ② 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更(約款第18条)
- ③ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止(約款第19条)
- ④ 受注者の請求による工期の延長(約款第20条)
- ⑤ 発注者の請求による工期の短縮等(約款第21条)

### (3) 設計図書の確認

受注者は、工事の施工に当たり、約款第17条第1項に該当する事項を発見したときは、直ちに監督員に通知し、その確認を請求する。発注者は、直ちに調査し速やかに調査結果を受注者に通知する。

### (4) 設計変更ができないもの

- ① 約款第17条から第23条までに定められた手続を経していない場合
- ② 正式書面によらないで施工した場合
- ③ 発注者と協議を行わず、受注者の独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

### (5) 設計変更の手続き

- ① 約款第17条(条件変更等)の工事設計変更処理フロー
- ② 約款第18条(設計図書の変更)の工事設計変更処理フロー
- ③ 約款第19条(工事の中止)の工事設計変更処理フロー
- ④ 約款第20条(受注者の請求による工期の延期)の工事設計変更処理フロー
- ⑤ 約款第21条(発注者の請求による工期の短縮)の工事設計変更処理フロー

## 設計変更の対象となる具体的な事例

| 対象事項                                                           | 事例                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 図面と仕様書が一致しない。<br>(優先順位が定められている場合を除く。) (約款第17条)               | ◇図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。<br>◇平面図と断面図の寸法、材料名等の記載が一致しない。                                              |
| 2 設計図書に誤りや脱漏がある。<br>(約款第17条)                                   | ◇工事施工の制約条件である、土質に関する条件明示がない。<br>◇工事施工上必要な材料仕様について、明示がない。                                              |
| 3 設計図書の表示が明確でない<br>(約款第17条)                                    | ◇既設躯体は明示されているが、仕上の仕様が不明確である。<br>◇水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない。                                     |
| 4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する。<br>(約款第17条)                      | ◇設計図書に示された既設仕様と、現場仕様とが一致しない。<br>◇設計図書に示された交通整理員の人数等が、道路使用許可の内容と一致しない。                                 |
| 5 予期することのできない特別な状態が生じた。<br>(設計図書で明示されていない施工条件について)<br>(約款第17条) | ◇施工中に地中障害物が発見され、撤去が必要となった。<br>◇施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。<br>◇外観から判断が難しい施工箇所の一部の劣化が著しく、補修方法の変更が必要となった。 |
| 6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更<br>(約款第18条)                          | ◇周辺住民との協議により、変更する必要がある。<br>◇関係官公署の行政指導により、変更する必要がある。<br>◇関連工事との調整により、変更する必要がある。                       |
| 7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止<br>(約款第19条)                           | ◇設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できない。<br>◇関係官公署等の協議が未了のため、施工できない。<br>◇管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。           |
| 8 受注者の請求による工期の延長<br>(約款第20条)                                   | ◇天候不良による工事の進捗の遅れ<br>◇関連工事の調整への協力による場合                                                                 |
| 9 発注者の請求による工期の短縮等<br>(約款第21条)                                  | ◇発注者の特別な理由による工期の短縮が必要になる。                                                                             |

## 設計変更の留意点

### (1) 「指定」と「任意」について

「指定」とは、工事目的物を完成するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものであり、「任意」とは、工事目的物を完成するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものである。原則として、「任意」については設計変更対象にならない。

### (2) 施工条件の明示について

施工条件の明示は、公正な請負契約の根幹を成すものであり、特記仕様書等に適切に明示する。